

## 例えばこんな時...



### CASE.1

敷地を測量するためにお隣と境界の確認をしたところ、境界の認識が食い違っており、トラブルになった。

### CASE.2

お隣が境界からはみだしてブロック塀を造ってしまった。

### CASE.3

お隣から「お宅の家の屋根が境界からはみだしている」と苦情を言われた。

**トラブル...** 万一起きてしまったら  
～裁判にたよる前に遠慮なくご相談下さい。

山梨県土地家屋調査士会が山梨県弁護士会の協力を得て、土地の境界問題の解決を支援するセンターを設立しました。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して皆様のご相談に応じ、公正・円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。



# ADR

## Alternative Dispute Resolution



境界でお困りの方...  
一度ご相談ください



境界問題解決の近道がここにあります  
山梨県土地家屋調査士会  
境界問題相談センターやまなし

山梨県甲府市国母八丁目13番30号  
TEL・FAX兼用 055-225-3737  
受付時間 月～金 9:00～12:00 / 13:00～16:00

URL <http://yamanashi-chosashi.or.jp/>  
E-mail [adr@yamanashi-chosashi.or.jp](mailto:adr@yamanashi-chosashi.or.jp)

# 境界のトラブル

土地家屋調査士と弁護士が  
解決のお手伝いをします。



# ADR

## Alternative Dispute Resolution

境界問題解決支援



境界問題解決の近道がここにあります  
山梨県土地家屋調査士会  
境界問題相談センターやまなし



境界のトラブルが発生したら…

# 「境界問題相談センターやまなし」をご活用ください。

問題解決までのながれ

境界に関する  
紛争



受付



事前相談を担当する土地家屋調査士を紹介し  
ます。

事前相談  
(有料)

相談

土地家屋調査士  
相談員と弁護士  
相談員が相談に  
応じます。

調停申立

相手方に連絡して出  
席をお願いします。  
相手方が期日(話し合  
いの日)に出席されな  
い場合は手続きを進め  
られません。

調停期日

土地家屋調査士と弁  
護士が調停にあた  
ります。

調停不成立

調停成立

和解契約書の  
作成

登記手続き

境界標設置

その他の相談機関等への紹介

補助業務  
土地の資料調査  
土地の測量等



## 料金表(消費税を含む)

手数料の種類	金額	負担者
相談手数料	1回につき15,000円	相談者
調停手続申立手数料	20,000円	申立人
調停手続期日手数料	期日毎に1人につき10,000円	当事者
調停手続成立手数料	200,000~	当事者
記録の閲覧・謄写手数料	閲覧手続1,000円・謄写1件5,000円	当事者
その他の費用	実費	当事者